

北海道いじめ防止基本方針

「北海道いじめの防止等に関する条例」に基づき
北海道いじめ防止基本方針を策定しました！

道民みんなでいじめから子どもを守りましょう！



北海道・北海道教育委員会

北海道の基本方針にはどんなことが書かれているの？

◇ 道の基本方針は、「北海道いじめの防止等に関する条例」に基づき、学校、家庭、地域住民、行政その他の関係者が連携協力し、社会全体でいじめの問題を克服することを目指して策定しています。

特色

- ・ 道のいじめの防止等の対策の基本的な方向や具体的な内容を示しています。
- ・ 道民がいじめの問題について十分に理解を深め、各市町村や学校の基本方針の参考となるよう、できるだけ平易な記述としています。
- ・ 道が推進すべき施策について、具体的な取組内容を例示しています。
- ・ 道の取組を参考に、市町村や学校法人等において推進することが望まれる取組を明記しています。
- ・ 学校と家庭（保護者）の責務及び地域の役割について具体的に記載しています。

いじめの防止等の基本的な考え方は？

基本理念

- ◇ いじめの芽はどの子どもにも生じ得るという緊張感を持ち、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにします。
- ◇ 全ての子どもがいじめを行わないよう、いじめの問題に関する子どもの理解を深めます。
- ◇ いじめを受けた子どもの生命及び心身を保護するため、社会全体でいじめの問題を克服します。

留意点

- ・ いじめを受けた子どもにも、何らかの原因がある、責任があるという考え方はあってはなりません。
- ・ 子どもに望ましい人間関係を自ら構築する力と人間関係を修復していく力を身に付けさせます。

いじめの理解

- ◇ いじめとは、子どもと一定の人的関係にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、その行為を受けた子どもが心身の苦痛を感じているものをいいます。

留意点

- ・ いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた子どもや周辺状況等を踏まえ、客観的に判断し、対応します。
- ・ インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、本人が心身の苦痛を感じるに至っていない場合も、いじめと同様に対応します。
- ・ 子どもの善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の子どもに心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることを踏まえ、対応します。
- ・ 発達障がいを含む障がいのある子どもについては、その特性から、いじめを受けている可能性があるという認識や相手が嫌がっているという認識が弱い場合があることを踏まえ、対応します。

いじめの要因

- ◇ いじめは、子ども同士の複雑な人間関係や心の問題から起きるものであり、いじめの芽はどの子どもにも生じ得るものです。
- ◇ いじめは、大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得るものです。
- ◇ いじめは、加害と被害の関係だけでなく、「観衆」や「傍観者」の存在、集団の閉鎖性等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりもします。 など

